

議 第 266 号

令和 5 年 11 月 30 日提出

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員
の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等
に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給
与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「校長」の次に「、副校長」を、「教頭」の次に「、主幹教諭」
を加える。

別表第 1 の 1 の表中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、
同表特 2 級の項中「市立特別支援学校」を「市立高等学校及び市立特別支援学校」
に改め、同表 3 級の項中「、」を「の副校長及び教頭の職務並びに」に改める。

(熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第 2 条 熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和 46 年条例第
61 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「園長」の次に「、副校長」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中熊本市立学校の教
育職員の給与に関する条例別表第 1 の 1 の表の改正規定（「再任用職員」を「定年前

再任用短時間勤務職員」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(提出理由)

市立高等学校に置かれる副校長及び主幹教諭に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

【1条関係】熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条 【略】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 市立小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(3) 市立中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(4) 市立高等学校の校長、<u>副校長</u>、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</p> <p>(5) 市立特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</p> <p>(6) 市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員</p> <p>別表第1（第4条第1項関係）</p> <p>等級別基準職務表</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 市立幼稚園の園長、教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者及び法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）</p> <p>(2) 市立小学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(3) 市立中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師</p> <p>(4) 市立高等学校の校長_____、教頭_____、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</p> <p>(5) 市立特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手</p> <p>(6) 市立総合ビジネス専門学校の校長、教頭及び教員</p> <p>別表第1（第4条第1項関係）</p> <p>等級別基準職務表</p>	<p>学校教育法（昭和22年法律第26号）</p> <p>第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。</p> <p>2 高等学校には、前項に規定するもののほか、<u>副校長</u>、<u>主幹教諭</u>、<u>指導教諭</u>、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>養護助教諭</u>、<u>実習助手</u>、<u>技術職員</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。</p> <p>4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。</p> <p>5 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。</p> <p>6 技術職員は、技術に従事する。</p> <p>【役割】</p> <p>副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。（第37条第5項）</p> <p>主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。（第37条第9項）</p>

1 教育職員給料表(1)の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
1級	市立高等学校及び市立特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の職務並びに市立総合ビジネス専門学校の教員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（ 定年前再任用短時間勤務職員 を除く。）に限る。）の職務
2級	市立高等学校の教諭及び養護教諭の職務、市立特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務並びに市立総合ビジネス専門学校の教員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（ 定年前再任用短時間勤務職員 を除く。）を除く。）の職務
特2級	市立高等学校及び市立特別支援学校 の主幹教諭の職務
3級	市立高等学校の 副校長及び教頭の職務並びに 市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の教頭の職務
4級	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の校長の職務

2 教育職員給料表(2)の適用を受ける職員

【略】

別表第2・別表第3 【略】

1 教育職員給料表(1)の適用を受ける職員

職務の級	基準となる職務
1級	市立高等学校及び市立特別支援学校の助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の職務並びに市立総合ビジネス専門学校の教員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（ 再任用職員 を除く。）に限る。）の職務
2級	市立高等学校の教諭及び養護教諭の職務、市立特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務並びに市立総合ビジネス専門学校の教員（臨時的に任用される者その他の法律により任期を定めて任用される者（ 再任用職員 を除く。）を除く。）の職務
特2級	市立特別支援学校 の主幹教諭の職務
3級	市立高等学校、 市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の教頭の職務
4級	市立高等学校、市立特別支援学校及び市立総合ビジネス専門学校の校長の職務

2 教育職員給料表(2)の適用を受ける職員

【略】

別表第2・別表第3 【略】

【2条関係】熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>第1条 【略】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号。以下「教育職給与条例」という。）第2条第1号から第5号までに掲げる者のうち、校長、園長、副校長及び教頭以外の者をいう。</p> <p>第3条～第6条 【略】</p>	<p>第1条 【略】</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「教育職員」とは、熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号。以下「教育職給与条例」という。）第2条第1号から第5号までに掲げる者のうち、校長、園長_____及び教頭以外の者をいう。</p> <p>第3条～第6条 【略】</p>	<p>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（定義）</p> <p>第二条 この法律において「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）であつて地方公共団体が設置するもの（以下「公立学校」という。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の専門的教育職員をいう。</p> <p>2 この法律において「教員」とは、公立学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいう。</p> <p>3～5 【略】</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例別表第1の1の表の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」及び「熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正について（概要）

1 目的

必由館高等学校に副校長及び主幹教諭を新設することで、マネジメント力を強化し、円滑な学校運営を図るもの。

2 現状

熊本市内の公立高等学校における副校長・教頭・主幹教諭の配置状況

校名	副校長	教頭	主幹教	校名	副校長	教頭	主幹教
濟々覺高等学校（30学級）	1	1	1	熊本農業高等学校（21学級）	1	1	1
熊本高等学校（30学級）	1	1	1	熊本西高等学校（24学級）	1	1	1
第一高等学校（27学級）	1	1	1	湧心館高等学校（10学級）	1	1	
第二高等学校（30学級）	1	1	1	熊本北高等学校（27学級）	1	1	1
熊本商業高等学校（27学級）	1	1	1	東稜高等学校（27学級）	1	1	1
熊本工業高等学校（30学級）	1	1	1	必由館高等学校（27学級）		2	

3 課題

- ・ 校長が様々な充て職を兼ねており、これまでも学校を留守にすることが多く、校長判断が必要な案件については、教頭が連絡を取り対応してきた。しかし、令和6年度から高校改革が実行段階に入るに当たって、外部機関（市役所・企業・大学等）との折衝や校内での調整も増え、学校運営上、重要な判断を要する場面が増加し、現時点において校長一人では厳しい状況になってきている。今後も関係団体等とのさらなる連携が必要なことからマネジメント力を強化する必要がある。
- ・ 教頭業務についても、高校改革に伴う多忙化のため、職員との面談が滞っており、教育指導体制の充実ができていない。また、学校規模が中規模以上である必由館高校に各種研究会等の理事・事務局が回ってくることも多く、文書処理に係る業務も多忙である。

4 期待できる効果

- ・ 副校長が、校長の命を受けて、自らの権限で校長の職務の一部を遂行することで、マネジメント力が強化され、教育活動の円滑化・改革への取組の推進が期待できる。
- ・ 主幹教諭が、管理職の補佐と教諭等の統制を行うパイプ的な役割を担うことで、より円滑な学校運営が可能となり、教頭の負担軽減や人材育成の推進が期待できる。

5 改正内容

- ・ 「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例」の一部改正については、現行の規定では、市立高等学校の副校長及び主幹教諭が当該条例上の職員として規定されていないため、職員の定義に追加するもの。
- ・ 「熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」の一部改正については、管理

職以外の教育職員に支給される教職調整額の支給対象外である職種に副校長を追加するもの。

6 施行期日

令和6年4月1日